

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減や、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

後発医薬品とは

後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます。）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

来院される患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。